

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和6年12月3日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年12月3日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委 員 長 斧田 秀明 副委員長 松井 謙昌
 委 員 中村 直幸 辻本 博之
 西田いく子 村井 浩二
 早瀬 和信 濱地 知英
 議 長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 委 員 辻本 馨
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 地域活性化推進担当部長 堀内 孝茂
 副 町 長 村岡 篤 教 育 次 長 東條 信也
 教 育 長 中道 雅夫 秘書政策課長 小南 考弘
 政策総務部長 小角 孝彦 企画担当課長 杉山 裕二
 まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 総務財政課長 小泉 大吾
 健康福祉部長 木村 厚江 教育総務課長 武部 勝浩
 兼学校給食C所長
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

（1）議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件

午前 9時30分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件の1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は辻本馨委員が欠席しておりますが、会議の定足数を満たしておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小泉総務財政課長 皆様、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

エコミーティングのほうはご準備のほう、よろしいでしょうか。

では、まず初めに、本改正に至りました理由につきましてご説明させていただきます。

個人番号の利用は、原則として、いわゆる番号法に定められた事務に限定されていますが、番号法第9条第2項の規定により、社会保障、地方税、防災等に関する事務とその他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務につきましては、個人番号を利用することができるかとされております。

また、個人番号を利用する事務を行うに当たり、他の行政機関や地方公共団体等が保有する特定個人情報につきましては、情報連携するためには、条例に定めるとともに、個人情報保護委員会で定める要件を満たし、同委員会に届け出ることが必要です。

今回の条例改正は、「太子町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」のほか、3つの事務につきまして、個人番号を利用し、また、他の行政機関等との情報連携を行うため、番号法の規定により、当該事務を本条例に追加しようとするものでございます。

それでは恐れ入ります、議案書9頁、デジタル頁のほうで9頁になります。新旧対照表のほうをご覧ください。

まず、別表第1に、番号法第9条第2項の条例で定める事務のうち、町長が実施機関として行う事務として、「太子町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」、「太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」、「太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」の3事務と、教育委員会が実施機関として行う事務として「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの」を追加いたします。

次に、別表第2をご覧ください。1町長の項「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」及び2町長の項「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」につきましては、今回の改正で追加される事務に合わせ、特定個人情報の欄に区切り線を入れ、体裁の調整を行っております。こちらにつきましては、実質的な内容の変更はございません。

次に、実施機関である町長が事務処理をするために必要な限度で利用することができる特定個人情報であって、町長が保有するものとして、「太子町子ども医療費の助成に

関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」、次に、デジタル頁で12頁になります。「太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」、次に「太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」の3事務に係る特定個人情報を追加いたします。

次に、別表第3をご覧ください。こちら、番号法第19条第11号の規定に基づき、情報提供機関として町長が教育委員会へ情報提供できる事務として、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの」を追加いたします。

なお、本条例改正で追加するこれらの情報連携の開始時期につきましては、条例改正後、個人情報保護委員会への届出等の手続きを経て、令和7年10月からの情報連携開始を予定しております。

最後に施行日でございます。7頁から8頁にかけての改め文をご覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第39号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** おはようございます。

勉強会資料を開きましたら、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律云々とありまして、最後のほうが個人番号、マイナンバーの自治体での独自利用が認められていると説明があったんです、そのとき。認められているだけであって、これはしなければならないということになっているのか、やってもやらんでもいいのか、時期をずらしてもいいのか、範囲はどんな感じなんですか。

○**小泉総務財政課長** ご質問の義務、自治体として行う義務があるかどうかの部分につきましては、番号法第9条第2項に基づく、こちらは独自利用、個人番号の独自利用と言われるものですけれども、こちらは自治体によって差がございまして、いわゆる税情報でありますとか社会保障のほうで、国の法律で定められた事務とは異なりまして、自治体の判断で条例を制定して行うものになっております。

以上です。

○西田委員 だから、やってもやらなくてもいいということですか。

○小泉総務財政課長 私の立場からやってもよいか悪いかというのはちょっとお答えしかねるところもあるんですけども、本町の場合、こういったデジタルを活用した行政サービスにつきましては、制度がまず国の番号法で、こちら、今回は9条2項で、自治体の条例を定めた上で行うこととされている制度があった上で、本町の業務と、また、こちらに関してはシステムというものも深く関わってきますので、本町におきましては、それぞれの所管課において今回の独自利用、マイナンバーの独自利用の導入について検討を行って、スケジュール等も含めまして、所管課で判断をまずさせていただいております。その上で条例の制定でありますとか、個人情報保護委員会への届出に関しては、地方公共団体として一本化して、総務財政課のほうで取りまとめまして、手続きを行っているというような形になっております。

以上です。

○西田委員 そうはいえども、そういう何かちょっと奥歯に物が挟まったような言い方になるのは、マイナンバーそのものが任意というところから入っているからやと思うんですけども、そうは言いますが、12月2日から医療保険証がマイナ保険証に変わるということもあって、今回出てきた、規則で定めるものと最後言いますけれども、子ども医療費助成でしょう、ひとり親家庭の医療費の助成でしょう、重度障がい者の医療費の助成、これが主な中に入っているんですけども、これはやっぱりマイナ保険証になることとも連携して変えなあかんという話なんですか。

○木村健康福祉部長 今回の改正のタイミングとしましては、委員おっしゃられたとおりマイナカード、そちらのほうは保険証と一本化するに当たりまして、こちらのほうをさせていただくというふうなことになりました。

○西田委員 そうはいえども、根本的にマイナ保険証は任意というところは変わりませんよね。

○木村健康福祉部長 そこは変わりません。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

○西田委員 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

そもそもマイナンバー制度は、日本に住む全ての国民・外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報をも寄せ・参照できるようにし、行政などが活用するもので、政府が国民一人ひとりに番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすることを目的とするものです。

マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、住民にとっての利便性や行政事務の効率性以上に徴税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、民間事業者により個人情報が利活用されることがや個人情報流出などの不利益があります。こうしたことは、憲法の人権保障やプライバシー権を侵害するなど、看過できない問題です。

国は今後、介護保険など他のデータベースとの連携にも取り組み、研究や新薬開発のために巨大なビッグデータが民間企業に提供されることも想定されとてしていますが、デジタル庁のワーキンググループで、有識者からは、本人の望まない形で他の目的に利用しない担保が必要、知らないうちに行政等に監視されたり不利益に利用されたりしないことが重要との意見が出されています。

個人情報の流出については、国税局の委託先において、マイナンバーが記載された約55万件の個人情報のデータ入力業務が違法に再委託されていたことが判明したことや、厚労省が収集する難病・小児慢性特定疾病患者の診断情報などのデータベースから氏名、生年月日、住所など5千640人分の個人情報の流出があったことなどが明らかになっています。

アメリカでは、マイナンバーに当たる社会保障番号が民間も含め様々な分野で利用されていますが、なりすましによる年金不正受給や税金の不正還付などが後を絶たず、韓国でも住民登録番号のハッキングによるオンラインゲームやオンラインショップなどへの不正利用が問題になっています。ドイツには納税者番号など、行政分野別の番号はありますが、マイナンバーのような共通番号は憲法違反とされ、存在しません。イギリスでは一時、国民の様々な個人情報をデジタル化し記録する登録簿の作成が始まりましたが、2010年の政権交代により廃止されています。

作為、無作為に関わらず、情報流出は起こり得ることであり、100%情報漏えいを防ぐ安全なシステムの構築は不可能です。情報が一元されればされるほど利用価値は高

まり、狙われるリスクは高まります。

マイナンバーカードを作るかどうか、使うかどうかは全くの任意です。任意であるマイナンバーカードを個人情報保護と安全管理措置への懸念が払拭されないまま適用拡大することに対し、反対の討論といたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

マイナンバーの独自利用事務については、いわゆる番号法第9条第2項の規定により、情報連携を行うことで、住民においては、申請手続きの際に所得証明書など様々な添付書類の提出が不要となり、手数料負担等が軽減されるメリットに加え、より迅速かつ正確な住民サービスの提供が可能となるなど、様々な効果が期待できます。

また、現在では、独自利用事務の情報連携は1万1千817件と、全国の地方公共団体でマイナンバーの独自利用が急速に進んでいます。本町においても引き続き積極的にマイナンバーの独自利用による情報連携を推進し、更なる住民サービスの向上と負担軽減を図られることを要望して、賛成討論といたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対1名）

（一部削除）

○斧田委員長 ただいまの採決の結果、起立6名、反対1名。よって、賛成多数でございます。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

（一部削除）

○斧田委員長 以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

マイクをオフにしてからの解散をお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

午前 9時51分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 斧 田 秀 明